

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく  
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連北海道支部の事務局体制に関するお知らせ(その2)**

2020 年 5 月 1 日  
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部

「緊急事態宣言」(4月17日)を受けて、日建連北海道支部が「事業継続体制」を構築してから、2週間が経過しました。今後の体制について検討した結果、現在の「事業体制」を維持していくことといたしましたので、お知らせいたします。

ご利用の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力の程、よろしく申し上げます。

**1. 事業継続体制**

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(9:00～17:30)に職員 1 名が事業継続要員として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施。
- 2) 本事業継続体制は、宣言後5月末日まで継続し、その後の体制は、改めて判断します。
- 3) 事業継続要員以外の職員については、原則、自宅待機とします。

**2. その他**

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXにて対応いたします。また、緊急の場合は、自宅待機中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILや携帯電話での連絡をお願いいたします。

**【連絡先】**

代表電話番号 011-261-6243      代表 FAX 番号 011-261-2528

以上